

令和元年度 第3回倉吉市農業委員会会議議事録

1 開催日時 令和元年6月10日(月) 午後1時30分から午後3時00分

2 開催場所 倉吉市役所 3階 大会議室

3 出席委員 (27人)

会長 3番 山脇 優 委員

農業委員

1番	谷本貴美雄	委員	2番	徳田和幸	委員	4番	松本幸男	委員
6番	室山恵美	委員	7番	林 修二	委員	8番	美田俊一	委員
9番	藤井由美子	委員	10番	河本良一	委員	11番	鐵本達夫	委員
12番	筏津純一	委員	13番	數馬 豊	委員	14番	金信正明	委員
15番	福井章人	委員	16番	西谷美智雄	委員	17番	原田明宏	委員
18番	山本淑恵	委員	19番	吉村年明	委員			

農地利用最適化推進委員

高見美幸	委員	涌嶋博文	委員	塚根正幸	委員	田倉恭一	委員
西谷昭良	委員	小谷俊一	委員	山下賢一	委員	小谷義則	委員
影山卓司	委員						

4 欠席委員 (0人)

5 議事日程

第1 開会

第2 会長あいさつ

第3 議事録署名人の決定

第4 連絡・報告事項

第5 議事

議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第16号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議案第17号 農用地利用集積計画の決定について

議案第18号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について

議案第19号 倉吉農業振興地域整備計画の変更について

議案第20号 特定農地貸付けの承認について

議案第21号 農用地利用配分計画について

第6 その他

第7 閉会

6 農業委員会事務局職員

局長 森石 学

主幹 石賀 康一

主任 隅 陽介

7 会議の概要

(1) 開 会

事務局長

只今より、令和元年度第3回農業委員会会議を開会いたします。はじめに山協会長にごあいさつをお願いいたします。

(2) 会長あいさつ

会 長

皆さん、こんにちは。今日は雨が少し降って、大変蒸し暑いような天気でございますけれども、田植の方はまだ終わっていないところがあるようで、私もまだ残ってございます。今日は定休日ということで、農作業はしませんけれども。先般、東京の方で27、28日と全国の会長大会がございまして、皆さんのお手元にそれぞれお配りしております。見ていただければと思っております。その後です、中部の会長会を私が代表して、舞立議員と青木議員のところに参議院会館の方に要請活動に行きまして参りました。要請内容については、ここに書いておるようなことをして参りました。特に私が、強く舞立議員の方に言ったのはですね、中山間の直接支払制度をなくしてごすなということ、継続して頂きたいと。多面的機能支払交付金など農業、農家に対する補助金は続けてほしいと強く言って参ったわけでございます。議員らも、分かりましたと、これは非常にいいことだと、荒廃農地につながらないようにしなければならないということで、継続をするように要請させていただきました。西部の方の会長会では、上場会長を中心に、赤沢さんの方に行っておりますし、東部は石破さんの方に、3つに分かれて、中部だけが参議院2人になりましたけれども、青木議員は別の要件がございまして秘書に託して帰ったようなことでございます。ざっと私どもは、一時間ちょっと舞立議員と懇談して要請活動をしてまいりました。

それからですね、皆さんすでにご存じですが、農業共済組合で昨年の秋から収入保険制度が始まっております。5月の理事会の時に全国の共済連合会から話があったのは、今後、国の補助金たぶん県も同調するだろうという話でございますが、助成金については収入保険に加入していない者については、一切出さないという方針がどうも出されているようでございます。今、助成金等頂いておる方は収入保険に入られた方がいいでないかという風に思います。ただし収入保険については青色申告が原則になっております。例えば、1年でも青色申告をされたら加入できますので。そのような方式になったようでございますので、今後、補助金等を個人的に頂くような制度について、該当の方はなるべくなら、収入保険に入っておかれた方がいいじゃないかというふうに思っております。もし、加入もしないといけんかという方は、共済の方の担当者に連絡して頂ければ、すぐに自宅の方にでも行くような話をしておりますので、よろしく申し上げます。

それから今日は最後に、女性委員さん3名の方で、日本海新聞にも載っておりますけれども、農協の記事にも載っておりますけれども、イチゴの収穫体験研修会ということで、小学生が真栄農産の方に行っております。そのことにつきまして、代表して室山委員に後から報告をして頂きたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。開会のあいさつと致します。

※ 議長選出

事務局長 この後は農業委員会会議規則第3条により、会長が議長となり会議を進行していただきます。よろしくお願いいたします。

(3) 議事録署名人の決定

議長 それでは、議事録署名人の決定でございますが、本日の議事録署名人は18番 山本委員、19番 吉村委員にお願いいたします。

※ 欠席・遅刻届連絡委員の報告

議長 欠席届は出ておりませんので本日は100%の出席率でございます。

(4) 連絡・報告事項

議長 それでは、5月の農家相談会について1件あったようでございますので、鐵本委員よりお願いします。

11番 11番 鐵本です。くらし農家相談受付簿というので皆さんのお手元にあると思いますが、1件ありました。山下委員と対応させて頂きました。〇〇〇〇〇さんという方で、〇〇〇さんのお母様ですけども、息子の所有している農地をなんとかあっせんしてくれませんかということで話を聞きまして、その後皆さんのところにあっせん案件が、お手元にありますので、後程あっせん委員さんを決めていただいて、この問題に対処して頂きたいということです。その他報告連絡とかの時にまたお願いしたいと思います。

事務局 そう致しますと、令和元年度第3回倉吉市農業委員会会議報告及び予定事項でございます。別紙をご覧ください。(以下事務局説明)

(5) 議事

議長 それでは、(5)、本日の議事について説明いたします。事務局。

事務局 本日の議事についてご説明させていただきます。

まず、議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について。議案の2ページのとおり5件、合計5筆の所有権移転の申請でございます。いずれも許可要件を満たしているものと考えております。

議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について。4ページのとおり4件の申請がございました。3件の所有権移転、1件の賃借権設定でございます。いずれも都市計画用途地域内で第3種農地、原則許可の案件でございます。

続きまして、議案第16号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について6ページでございます。3件の申請がございましていずれも20年以上非農地状態が認められるものがございます。

議案第17号 農用地利用集積計画の決定について。9ページから20ページまで、利用権設定の申し出が33件ございました。

議案第18号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について。25ページのとおり1件の申請がございました。

議案第19号 倉吉農業振興地域整備計画の変更について。27ページからのおり1件の協議がまいっております。今回は除外ではなく、編入の協議です。

議案第20号 特定農地貸付けの承認について。44ページからの通り2件の申請がございました。

議案第21号 農用地利用配分計画について。63ページから14件の協議がございました。

本日の議案は以上でございます。

議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 それでは、議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請についてお諮りいたします。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、挙手による採決を求めます。賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長 全員賛成ということでございますので、承認とさせていただきます。

議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長 続きまして、議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請についてお諮りいたします。本件につきましては、本日午前10時30分より、当番委員であります鐵本委員、田倉推進委員、藤井代理、森石局長、隅主任と私の6名で調査に行っておりますので、代表して鐵本委員より報告をお願いします。

11番 11番 鐵本です。本日、4名で現地調査をいたしました。該当事項問題ないという結論でございましたので、報告させていただきます。

議長 ありがとうございます。それでは議案に対する質疑を求めます。

(なしの声)

議長 ないようですので、挙手による採決を求めます。賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長 全員賛成ということでございますので、承認とさせていただきます。

議案第16号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議 長 続きまして、議案第16号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてお諮りいたします。本件につきましても、先ほど説明致しました通り同様に6名で現地の調査に行っておりますので、同じく代表で鐵本委員より報告をお願いいたします。

11番 11番 鐵本です。報告させていただきます。議案の提案理由がありますように、1, 2, 3それぞれに該当しておりました。あの、3番については、道路の敷地となっているのを処理できていなかったということで、現地でああなるほどということを確認いたしました。以上です。

議 長 ありがとうございます。それでは議案に対する質疑を求めます。ありませんか。はい、4番 松本委員。

4番 4番 松本です。あの、2番の件は、誰か買うもん見つけてくれという物件と同じ土地ですよ。これは屋敷の中。で問題はまあないんだろうけども、管理ちゅうのはどんな風になるのかな。住宅地ですので周辺の管理関係は。草ぼうぼうになってるしというようなことの電話があったことがあります。

議 長 今日見に行ったら、草ぼうぼうで、もう屋敷がどこまでわからん状態です。

事務局 地目変更後に売買を考えとられるみたいです。

議 長 今日見た限りでは、この土地は家の中と続いているんです。屋敷と全く続いているということです。田んぼが別にあるわけではなくて家の裏にずっと続いたもんです。ですからまだ物置とか蔵そのまま残ってます。まあ買い手があれば任しとったらいいいじゃないかと思うし。その他ございませんか。はい、河本委員。

10番 10番 河本です。ちょっと3番の件です。農道になつとる。所有者申請にはこのままであれですけど、将来的にはこの農道になつとるのはどうなるんですかね。

事務局 管理されてる方に、寄付とかされるのが通常です。管理される改良区なりに寄付される形になります。

議 長 宜しいですか。それでは、他にはございませんか。議案第16号について賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 全員賛成ということで、議案第16号につきましても承認といたします。

議 長 全員賛成ということで承認いたします。美田委員の入場を求めます。

(美田委員 入場・着席)

議 長 美田委員へ、只今の案件につきましては異議なしということで承認されたので報告いたします。続きまして、10ページ番号3番は、12番筏津委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(筏津委員 退席)

事務局 10ページ番号3番。〇〇の1筆3,095㎡の賃借権の設定で、以下記載のとおりでございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 ありがとうございます。それでは、只今の案件につきまして、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 全員賛成ということでございますので承認いたしました。筏津委員の入場を求めます。

(筏津委員 入場・着席)

議 長 筏津委員へ。只今の案件につきましては承認されたことを報告申し上げます。続きまして10ページ番号4番は、19番吉村委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(吉村委員 退席)

議 長 それでは、吉村委員が退席しましたので、10ページの番号4番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 10ページ番号4番。〇〇の3筆6,067㎡の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 只今、吉村委員の案件について事務局より説明がありました。議案に対する質疑を求めます。

(なしの声)

議 長 質疑がないようですので、挙手による採決を求めます。只今の案件につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 全員賛成ということでございますので承認いたしました。吉村委員の入場を求めます。

(吉村委員 入場・着席)

議 長 吉村委員へ。只今の案件につきましては異議なしということで承認されたことを報告申し上げます。続きまして10ページ番号5番は、田倉推進委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(田倉委員 退席)

議 長 はい、説明してください。

事務局 10ページ番号5番でございます。〇〇及び〇〇〇の2筆1, 714㎡の賃借権の設定で、以下記載のとおりでございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 それでは、田倉委員の案件について説明がございました。賛成の委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 全員賛成ということで承認いたします。田倉委員の入場を求めます。

(田倉委員 入場・着席)

議 長 田倉委員へ、只今の案件につきましては異議なしということで承認されたので報告いたします。続きまして、11ページ番号6番は16番 西谷昭良委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(西谷昭良委員 退席)

議 長 事務局、説明をしてください。

事務局 11ページ番号6番、〇〇の1筆1, 208㎡の賃借権の設定でございます。以下記載の通りでございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第

うしたらええだろうか。例えばですね、5,000円で契約しとったのに7,000円ごせって言われたとか。作とったけど金くれない、私が作とった時には払ったのにとか。まあ、いろんなこう諸々のケースがあると思います。

議 長 民事的なことになるわけだ、はっきり言うと。払った払わない、請求権。鐵本さんどう思われますか。

11番 貸し借りについての紛争があった時には、農業委員会でちょっと話をして、それを県のほうへ持っていくことがありますけど。お金を払っている払っていないということになると、当事者との話の方がまず第一で、それでなかなか出来なかったら、いわゆる法律的手続きで誰かに頼んで内容証明をここに送ってもらうとか。そういうトラブルが起きた時には、農業委員会がどこまで動けるかという問題です。向こうの方が、逆に農業委員会に相談に来られましたら、でどうなんだろうかということについては、話をする余地があるんです。そういうことはまず県に上げる前に、事情とか聴取はできますけど、今の松本さんの段階でのお話は、それ以前の問題。

4番 たまたまこれはお金に関したことなんだけど、お金以外のケースでもあると思うんですね。苦情というか、例えば作るつもりが話が違っただとか。契約しちゃったけど、しょうがない契約したら3年間はせないかなとかね。そういう、諸々の相談を受ける窓口を作とかないといけんでないかということで、たまたま私のはお金が絡んだから言っただけであって、金云々だったら法的な問題になってくるんで、そういうことでなしに、いわゆる単純ないろんな相談事も含めて、それをなんか機能がないかなという。

議 長 はい、じゃあ局長。

事務局長 先ほど鐵本委員さんのおっしゃったことと繰り返しになると思うんですけど、やはりケースバイケースだと思います。農業委員としっかりとして関わって解決が図れる問題もございましょうし。今の松本委員さんのおっしゃったのは少しレベル超えてるのではないかなと。本質的な解釈の問題であり、結局は法廷闘争とか、例えば極端なことを言うと、裁判所での判断を仰がなければいけないようなことになる可能性もあろうと思いますので、そこら辺は、相談内容を見ながら適切に事務局としても対応していくという形で、ということだと考えております。

議 長 はい、河本委員。

10番 一つの方法としては、現在でも農家相談というのがあるんですから、その時に相談を受けて、農業委員会としてはこういう方法があるし、こういう方法があるかもわかりませんと。結論は出せれんですけれどね、先ほど言われたように資格がないわけだから。こういうところに相談に行かれたらどうですか、と

いう相談受けることができるとは思うんですけれどね。

議 長 はいわかりました。その他、はい、鐵本委員。

11番 私らの仕事でもですけど、苦情処理委員会というのを作ってまして。そういうものを、まず起きた時には、都度がええのかどうかですけども。ちょっと今すぐ結論は出ないかもしれんけれど、苦情処理委員会というか、そういうものがあつた方がいいのではないかと私なりに感じました。作ってもいいのかどうなのか。そういうのも一つの方法ではないかとちょっと思いました。

4番 そういう方向でよろしく。

議 長 その他ありませんか。はい、影山委員。

影山推進委員 関金の影山です。経営面積の捉え方で、自分の方で頭に入れておきたいということで。14ページから15ページ〇〇の〇〇〇の〇〇〇〇〇さんと〇〇さんの聞きたいことがあるんですけれども。この面積は下の方はですね、新規ということでありまして、この経営面積というのは既存のと新規のを加えたところで〇〇さんは最終的に残っている面積が端数は省略して5,500㎡ある、すべて加味してあるということでもいいんですかいね。そこらへんがちょっと私もはっきり分かりませんので。

事務局 〇〇〇〇さんですよ。新規の方はまだ貸付けには上がってないです。この農業委員会までに、今貸し付けてあるのがいくらあって、今現在ご自身が経営しとられるのが5,557.61㎡自作地があるということです。

影山推進委員 ということはこれが整理すると経営面積は自分のところのが減るということです。

事務局 そういうことです。ただ17番は更新ですので、すでに貸付け面積と今回の料金設定の面積がイコールになっていると思いますけれども、これは17番については、すべて貸付けしておるということです。で、18番の1,437.00㎡が平面積から減るということです。

影山推進委員 そういうことの捉え方になるんですね。承知しました。

議 長 その他ありませんか。ないようでしたら、只今の案件につきまして賛成の方の挙手をお願いします。

(採決)

議 長 はい、ありがとうございました。承認されました。

議案第18号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について

議 長 続きます。24ページ議案第18号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について、お諮り致します

本件につきましては、本日午前10時30分より、最初に報告しました通り6名で現地の調査に行っておりまして、代表して鐵本委員より報告をお願いします。

11番 11番 鐵本です。申請地を見に行きまして、雑木があったり笹とか雑草とかそういうものが生えておりまして、作業内容としては、3回以上の耕耘作業が必要ということになりますし、また自然木が生えておりますのでその抜根をしないといけない、草刈をしないといけない。雑木、竹、笹もあり、10アールあたり3万円の助成金が適正という結論になりました。以上でございます。

議 長 只今、説明がございました。皆さんの方でご意見、ご質問等ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、挙手による採決を求めます。只今の案件につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。

(採決)

議 長 挙手多数ということで異議なしと認め、議案第18号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定については承認されました。

議案第19号 倉吉農業振興地域設備計画の変更について

議 長 続きます。議案第19号 倉吉農業振興地域設備計画の変更について、お諮りします。それでは説明してください。

事務局 議案の26ページからをご覧ください。議案第19号 倉吉農業振興地域設備計画の変更について説明申し上げます。27ページから29ページまでたくさん筆が書いてございますが、今回の申請地一覧でございます。30ページをご覧ください。最初に申し上げましたように今回除外ではなく編入ということで、その理由につきましては農用地に指定を受け、補助事業を活用して環境整備をするというような理由がございます。協議地の概要につきましては、2番のところを書いてありますが先ほどご覧いただいた一覧、それから32ページから申請書に添付されていた一覧がつけてございます。全部で97筆96,895㎡でございます。それから3番協議地の概要につきましては、資料の35ページから図面等つけてございますが、面積筆数がたくさんございますので、こちらの方で見ていただけたらと思います。利用計画の内容としましては申請者〇〇〇〇〇で目標としまして、補助費用等多面的等の活用をしたいということ

でございます。関係機関との調整状況等は31ページの5番6番に記載しておりますし、市町村長の考え方につきましては34ページの別紙の通りでございます。そうしますと27ページに戻りまして、今回の編入につきまして、現在は集団性それから農業公共投資があるということで第1種農地となっておりますが、農用地に指定することについて、問題はないと考えております。以上です。

議長 只今の説明に関して皆さんの方で何かありますか。農林課お願いします。例えば補助事業で何をするのかとか具体的な話を。

農林課 補助事業については、3番に書いておりますが農業農村整備事業、多面的機能支払交付金を使って頂いて、今雨が少し降ったら水路があふれる状態になっているようで、この補助金によって水路や道路を整備して、これから若い方に農業を引き継いで頂くために整備しておくというものです。また多面的機能支払交付金というものがあまして、ここの編入された面積でいろいろ事業を考えておられます。

議長 その中で事業は何割を個人が負担するんですか。100%にできますか。

農林課 国の補助金なんですけど、補助事業としては100%ではないんですが。まだ今の段階ではどの整備事業を使うか決定しておりませんで、まず編入をして農業振興地域になってから、という要件を満たしてから検討されていくことだと思います。今年は編入して頂いて、その後多面的機能支払交付金については、また来年年度からということになります。

議長 中にちょんちょん飛んどるな。なんで、こんなことになっているのか。

農林課 当初は120筆ほどありまして、ここ全域申請する予定だったのですが、実はこの白いところは所有者から許可が頂けなかったところや、今後農地ではなくほかのことを検討されているところは、農業振興地域に入ってしまうとなかなか外せなくなるので、最初から編入はしないということで検討して頂きました。

議長 この穴だらけでできるの。なんだかいっぱい空いとるが。農業振興地域にならない所が。

15番 この件は本年度の新年1月2日の総会で皆様の意見をまとめて、希望者というか、全部農業振興地域を外れているのを元に返そうということが目的で。もう一つの目的は〇〇川が少しの雨で膝まで水がつくんですね。多い時は腰くらいまで。それを解消しようということで〇〇側の一番のこの地点にここから水路を作るのが目的なんです。

議 長 写真見てもらうとわかりますが、昔の土水路なんですね。ですから水があふれたり排水が良くならんということで、水路専用きちんと整備して、横しの道路もきちんとされるということで、そのために農業振興地域に編入ということなんです。宜しいでしょうか。

議 長 それでは只今の議案につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。

(採決)

議 長 全員賛成ということで、議案第19号 倉吉農業振興地域設備計画の変更については承認と致します。

議案第20号 特定農地貸付けの承認について

議 長 議案第20号 特定農地貸付けの承認について、お諮り致します。

事務局 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づく申請がございました。都市住民がレクリエーション等の目的で、小面積の農地で短期間一定の条件下で農作物の栽培が行われるよう農地法の特例が設けられております。地方自治体や農協に限りでございましたが、平成17年の法改正によりまして、土地所有者でも市町村との貸付け協定を設けた場合、市民農園の開設ができるようになっております。44ページの備考欄にあるように、申請番号1番については、〇〇〇〇〇〇〇〇。申請番号2番は〇〇〇〇〇〇〇〇。〇〇さんが9月末で市民農園の運営を辞めるということで、廃園になる予定です。〇〇の方については平成4年から開設されておりますし、〇〇の方についても平成2年からということで、利用者からも引き続き作付けしたいというご要望もありました。土地の所有者も、〇〇さんから返されて後、自ら開設したいというご要望でございましたので、申請番号1番は〇〇〇の〇〇〇〇様、申請番号2番は〇〇の〇〇〇様からの申請を受けております。申請の内容につきましては、〇〇の農園は45ページから52ページまで。53ページから60ページは〇〇の農園について記載しております。10月1日付でこの2名様、新しい市民農園を開設するという内容で、承認を求めるものです。説明は以上です。

議 長 只今説明がございました議案第20号について、皆さんの方でご意見、ご質問等ございませんか。はい、影山委員。

影山委員 〇〇の49ページの見取り図で、57番と58番の面積割合で賃料が出してありますけど、かわいそうだなと。実際こんな借りてやるんかなという感じを受けました。例えばそれなら54番と58番を横に伸ばす、55と58を伸ばすとか、57をもう少し台形に近い形に切るとかなんかせんとかかわいそうじゃないかな。工夫が必要じゃないかなと思います。以上です。

事務局 料金体系は2,500円／年に設定しておりますけれども、そういう条件の悪い所は安くしたりされています。

議長 只今の案件につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。

(採決)

議長 全員賛成ということで、議案第20号特定農地貸付けの承認については承認と致します。

議案第21号 農用地利用配分計画について

議長 続いて、議案第21号 農用地利用配分計画について。本日の農用地利用配分計画の利用配分計画各筆明細に該当委員に係る案件がございますので、事務局より全体の説明を受ける前に、該当委員に係る案件を審議させていただくことにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしということでございますので、そのように進行させていただきます。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、該当委員の退席を求めます。63ページ番号1番、2番は13番数馬委員に係る案件でございますので、数馬委員の退席を求めます。

(数馬委員 退席)

議長 それでは数馬委員が退席しましたので、事務局より説明をお願いします。

事務局 63ページ、番号1番、利用権設定を受ける者〇〇〇、利用権設定する農用地につきましては〇〇の〇〇〇2,708㎡で、以下記載の通りでございます。番号2番と合わせまして合計で24件 39,048㎡の賃借権設定でございます。以上です。

議長 只今の説明について皆様のご意見ご質問はございませんか。ないようですので、賛成の方の挙手をお願いします。

(採決)

議長 ありがとうございます。賛成と致しますので数馬委員の入場を求めます。

(数馬委員 入場・着席)

議長 数馬委員へ只今の案件は承認されましたので、報告致します。続きまして6

事務局 農地利用配分計画明細につきましては63ページから71ページに記載の通りでございます。合計致しまして142筆、185,539.69㎡でございます。設定する権利は以下記載の通りでございます。利用配分計画により賃借権等を受ける者の農業経営の状況等につきましては73ページから89ページ記載のところにございます。以上でございます。

議長 よろしいですか。それでは議案第21号について、賛成の方の挙手をお願いします。

(採決)

議長 全員賛成ということで、承認と致します。以上で議事は終結といたします。

(6) その他

議長 続きまして、日程(6)その他の項に入らせていただきます。まず室山委員より、先日の小学校の生徒の体験のことで報告をお願いいたします。

6番 6番 室山です。5月21日は週間天気予報では天気があまり良くなくて、すごく心配したんですけど、当日ものすごく良い天気になりました。収穫の経験を通して食べ物や農家についていろいろ知ってもらったり、興味を持ってもらいたくてこのイベントを企画しました。関金小学校の生徒、先生を始め、農協の方や他の地域の女性農業委員の方もたくさん参加していただきました。今回、「章姫」と「とっておき」というイチゴを食べさせていただいたんですけど、「とっておき」というイチゴがものすごくおいしくて、今まで食べたことのないようなイチゴで、本当に良かったです。参加した人たちも全員喜んで帰ってくれたので本当に良かったと思います。今回のイベントで、藤井職務代理には、場所の提供であったり、小学校とのやりとりなどいろいろお世話になり、ありがとうございました。今回は本当に良いイチゴの収穫体験研修会だったと思います。

議長 ありがとうございます。本当にいい天気で10時半ごろ行きました。最初に毒見しないとイケんと思って、おいしいのを頬張って、甘いイチゴでした。3人ともありがとうございました。では事務局

事務局 その他報告・連絡事項の前に、一番上に追加分としてある資料をご覧くださいと思います。農地法第5条の規定による許可を必要としない届出書ということで、公共工事に伴う一時転用でございますが、届出日が6月4日で議案の発送に間に合いませんでしたので、追加で報告させていただきます。表裏で(1)(2)と2件ありますが、どちらも倉吉市の建設課発注の道路災害復旧工事に伴う件でございます。それぞれ届出地などは記載しておりますのでご覧いただけたらと思います。以上でございます。

給食については以上です。

チラシを配っておりますカラー刷りの分ですけれども、農業会議からご案内がありました、仕事効率のヒントが見つかる農家のお仕事改善レシピということで7月16日にエキパル倉吉で開催されます。申し込みは普及所へ7月10日までをお願いします。以上です。

議 長

はい、そうしましたら最後皆さんの方で何かありませんか。ないようでしたら、これをもちまして本日の農業委員会会議は閉会といたします。

— 午後3時00分 閉 会 —